

(案)

契約番号 :

## 建設工事請負契約書

工事名	米代東部森林管理署上小阿仁支署山手町公務員宿舎雨漏り等修繕工事
工事場所	山手町宿舎（秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面野中465-9）
工期	令和 年 月 日から令和8年3月25日
請負代金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) : ¥
契約保証金	¥
解体工事に関する事項	別紙2のとおり（注） (注)工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立および内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者

住所 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13

氏名 分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署上小阿仁支署長 佐々木 弘義

受注者

住所

氏名

—契約条項—

- 1 前金払  
請負金額の 10 分の 4 以内
- 2 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会  
〔 〕 建設工事紛争審査会
- 3 選択条項  
別紙「選択条項」のとおり
- 4 特約事項  
別紙 3 のとおり

署名状態

分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署上小阿仁支署長 佐々木 弘義 0 : 未署名  
0 : 未署名

# 米代東部森林管理署上小阿仁支署山手町公務員宿舎雨漏り等修繕工事仕様書

## I 工事の概要

### 1 対象施設の概要

- (1)建物名称 山手町公務員宿舎
- (2)場 所 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面野中465-9
- (3)施設用途 宿舎

### 2 工事の目的

本工事は「米代東部森林管理署上小阿仁支署山手町公務員宿舎雨漏り等修繕工事」屋根及び、漏水防止の工事である。

## II 工事仕様

### 1 基本的事項

- (1)建築改修工事特記仕様書による。
- (2)建築関係法令、都道府県及び市町村条例に適合すること。
- (3)「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び関係法令並びに当該都道府県等の条例等に適切に対応すること。
- (4)本工事に適用すべき技術基準等は、国土交通省官庁営繕部が定める官庁営繕の技術基準等によること。
- (5)本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省)」、「公共建築工事共通費積算基準(国土交通省)」、「公共建築工事積算基準等資料(国土交通省)」、「公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省)」「国有林野事業工事請負契約約款(東北森林管理局)」によること。  
なお、上記についてはインターネットにて入手すること。
- (6)交換等に係る資材の規格等については、原則として交換前の材質とするが、その資材が生産されていない等の場合は、同等以上の性能の資材とする。

### 2 建設業における安全対策

厚生労働省が定める労働安全衛生法令(建設安全)を遵守した工事を実施すること。

### 3 契約内容の変更

契約内容の変更は、東北森林管理局国有林野事業工事請負契約約款によることとする。なお、請負代金額の変更を伴う場合は、契約期間内において、受注者が発注者に対し見積書を提出し、発注者が見積書を受理した後に変更契約を締結し、請負代金額を変更することとする。

別紙2 解体工事に要する費用等

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費) 円 (税抜き)

(注) 

- ・解体工事の場合のみ記載する。
- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円 (税抜き)

(注) 運搬費を含む。

## 別紙

## 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条 第1項 第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条 第1項 第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条 第1項 第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条 第1項 第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条 第1項 第5号
	[ ] 主任技術者	第10条 第1項 第2号
	[ ] 監督技術者	
	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条 第1項
	中間前金払	第35条 第5項
	部分払	第38条
	部分払の対象となる工場製品	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙1を添付する。

## 特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、下記について遵守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報

するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。